

社会福祉法人 中播福社会

役員等報酬規程

社会福祉法人中播福社会役員等報酬規程

平成 29 年 2 月 21 日(規程第 36 号)

第 1 次改正 平成 29 年 5 月 29 日

第 2 次改正 令和 2 年 3 月 13 日

第 3 次改正 令和 3 年 3 月 2 日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中播福社会(以下「法人」という。)の**評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員及び第三者委員**(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 法人の役員等には、報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)を支給する。

理 事(非常勤)	1 日につき10, 000円
監 事(非常勤)	1 日につき10, 000円
評議員(非常勤)	1 日につき10, 000円
評議員選任・解任委員(非常勤)	1 日につき10, 000円
第三者委員(非常勤)	1 日につき10, 000円

2 定款第 24 条の規定により、理事及び監事に対して、各年度の総額が、理事は 80,000 円、監事は 220,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等について、その執務した日数に応じ報酬を支給する。役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給の対象外)

第4条 第 2 条において、役員等が地方公共団体の特別職に属する常勤職員及び一般職の職員並びに法人職員が役員等を兼ねている場合においては、報酬等の支給はしない。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。